

旭川市保育士宿舎借り上げ支援事業 QA

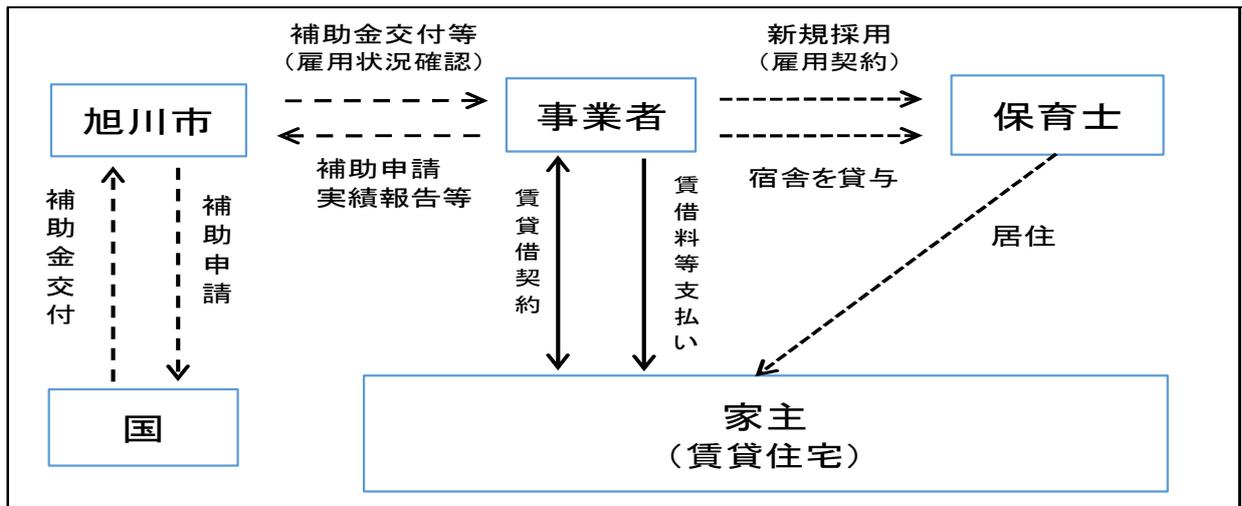
※ 事業の継続は実施に必要な毎年度の予算が議決されることが条件となります。

Q1 事業概要について

旭川市内において、保育所、認定こども園及び地域型保育事業所を設置及び運営する事業者に対し、雇用する常勤保育士※1の宿舎借り上げに係る経費を支援します。

※1 常態的に1日6時間以上かつ20日以上勤務をしていること。なお、1日6時間以上かつ20日以上勤務であれば、非常勤採用でも可

【事業の流れ】

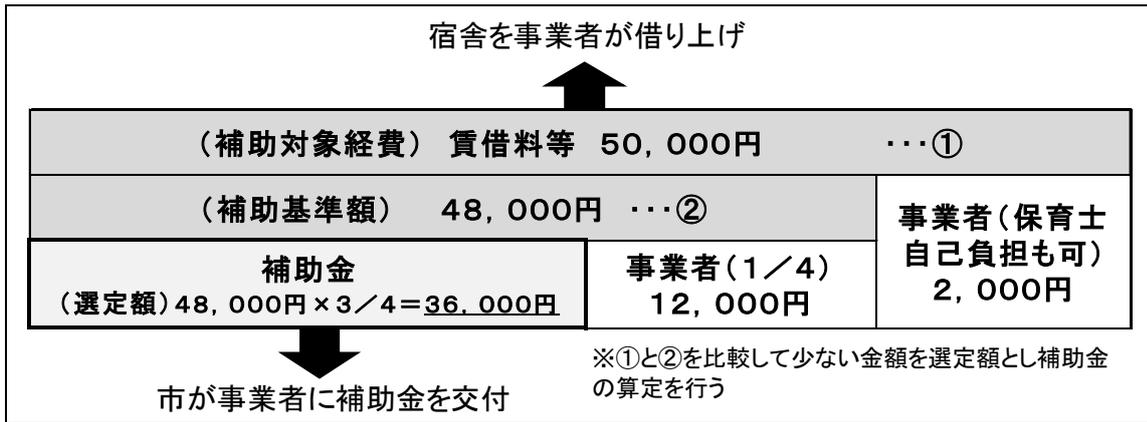


Q2 助成内容について教えてほしい

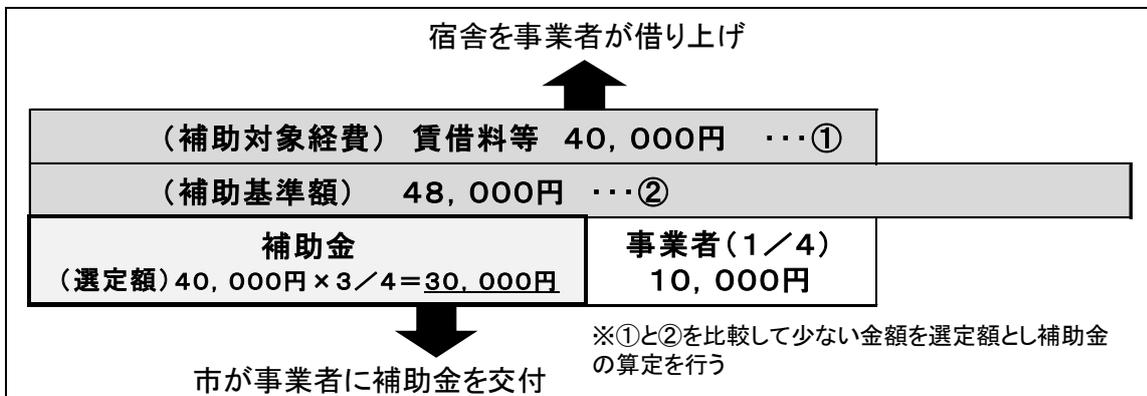
補助対象経費	事業者が雇用する保育士の宿舎の借り上げに係る経費のうち、賃借料・共益費・管理費
補助基準額	宿舎1戸あたり月額48,000円 ※令和元年度から継続して補助を受ける場合は50,000円
選定額	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入を差引いた額とを比較して、いずれか少ない額を選定額とする。
補助率	選定額 × 3/4
補助金額	宿舎1戸あたり月額36,000円(令和元年度からの継続者は37,500円)以内 選定額 × 3/4(補助率) = 補助金額 ※100円未満の端数は切り捨て
補助対象期間	指定保育士養成校を卒業した日の翌月から60ヶ月 ※平成29年以降の卒業者のみ対象 ※卒業年月日の翌1日が平成29年4月1日のものについては、令和元年度から継続して申請実績のある者に限る。 保育士試験に合格し保育士証に登録された日の翌月から60ヶ月 ※保育士証登録日が令和2年4月1日以降の方のみ対象 補助の対象となる期間については、事業者を採用され、借り上げた宿舎に入居した日からとする。 なお、毎年度補助を受けるには、毎年度当初に交付申請が必要となる。

【イメージ】

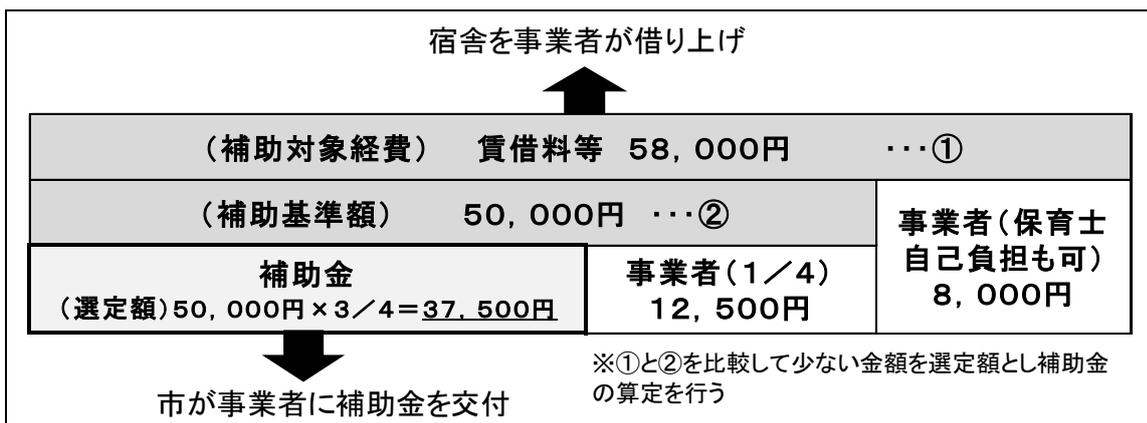
例1) 令和3年度からの新規申請者で宿舎の賃借料等が50,000円の場合



例2) 令和3年度からの新規申請者で宿舎の賃借料等が40,000円の場合



例3) 令和元年度からの継続者で宿舎の賃借料等が58,000円の場合



Q3 補助対象となる事業者の条件は

次の条件を全て満たしていることとします。

- ・旭川市内において、保育所及び認定こども園、地域型保育事業所を設置及び運営していること。
- ・当該保育士を居住させるための宿舎に係る賃貸借契約を締結すること。

Q4 補助対象となる宿舎の条件は

次の条件を全て満たしていることとします。

- ・保育士を居住させることを目的として、事業者が借り上げるものであること。
- ・旭川市内に所在するものであること。
- ・事業者、事業者の役員、事業者の従業員、事業者の親族及びその他利害関係者の所有物件ではないこと

Q5 補助対象となる保育士の条件は

次の条件を全て満たしていることとします。

- ・指定保育士養成施設を当該年度から起算して5年前の年度初日以降に卒業した保育士または、保育士試験の合格によって保育士資格を取得した保育士で、令和2年4月1日以降に保育士証に登録された者であること。
- ・指定保育士養成施設を卒業した保育士で、卒業年月日の翌月1日が平成29年4月1日の場合は、令和元年度及び令和2年度に申請実績があること。
- ・事業者に新規採用された者であること。
- ・1日6時間以上かつ20日以上勤務をしていること。
※ 1日6時間以上かつ20日以上勤務であれば、非常勤採用でも可
- ・本人及び同居者が住宅手当その他これに類する手当を受けていないこと。
- ・世帯主であること。(住民票上の世帯主であっても、配偶者等収入によって生計を立てている場合は、世帯主とならない。)
- ・施設長や法人役員でないこと。
- ・補助対象期間中で特段の事情がなく、借り上げた宿舎等から転居したことがないこと。

Q6 その他留意すべきことは

- ・当該宿舎に係る賃借料等を負担し、事業者が雇用した保育士を居住させること。
- ・本事業の活用により、保育士の給与水準を低下させてはならないこと。
ただし、業績に応じて変動することとされている賞与等が変動した場合についてはこの限りではない。
- ・保育士が適切に居住し、勤務が継続するよう努めること。
- ・保育士に保育の質の向上に関する研修を受講させるなど、事業終了後も保育士の就業継続に努めること。
- ・補助対象期間前にこの要綱による補助を受けたことがあり、かつ、転居や退職等により補助を終了している場合は原則対象外とする。

<参考>

- ・卒業後6年目、保育士証登録後6年目については補助対象とならないため、賃貸借契約の契約書や賃借料等の負担者について、継続するのか、あるいは変更するのかは、あらかじめ宿舎の貸主や保育士と協議を行ってください。以下の例についても同様の取り扱いとなります。
- ・同一事業者が運営する市外の別の保育園に転園した場合は、人事異動であっても補助対象外です(市内の保育園であれば可。)
- ・市内であっても、別の事業者が運営する別の保育園への転園は退職となり、補助対象外です。
- ・特段の事情(天災等により宿舎への居住が不可となった場合等)がない限り、転居はできません。

- 例1) ・保育士指定養成校卒業日 ⇒ 令和3年3月31日
 ・保育士の勤務 ⇒ 令和3年4月 1日
 ・事業者の宿舍の賃貸借契約 ⇒ 令和3年4月 1日
 ・保育士の居住 ⇒ 令和3年4月 1日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	令和3年3月	4月						
卒業日	3月31日卒業							
勤務		採用	勤務				卒業後5年	勤務
補助対象期間		○ 補助対象期間(5年間)					× 対象外	
賃貸借契約		契約締結	事業者契約					
居住		4月1日付転居	居住					

● 令和3年3月31日に養成校を卒業し、翌月1日から勤務・賃貸契約・居住を行っているため、補助対象期間は5年間となります。(補助対象期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日)

- 例2) ・保育士指定養成校卒業日 ⇒ 平成31年3月31日
 ・保育士の勤務 ⇒ 平成31年4月 1日
 ・事業者の宿舍の賃貸借契約 ⇒ 令和3年4月 1日
 ・保育士の居住 ⇒ 令和3年4月 1日

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	平成31年3月	4月					
卒業日	3月31日卒業						
勤務		採用	勤務			卒業後5年	勤務
補助対象期間	× 対象外		○ 補助対象期間(3年間)			× 対象外	
賃貸借契約			契約変更	事業者契約			
居住		契約(個人契約)	契約(法人)	居住			

● 平成31年3月31日に養成校を卒業し平成31年4月1日から勤務しているが、保育士個人が契約していた住居を、事業者が契約変更を行い保育士が居住した日が令和3年4月1日からのため、補助対象期間は3年間となります。(補助対象期間：令和3年4月1日～令和6年3月31日)

- 例3) ・保育士指定養成校卒業日 ⇒ 令和3年3月31日
 ・保育士の勤務 ⇒ 令和3年4月 1日
 ・事業者の宿舍の賃貸借契約 ⇒ 令和6年4月 1日
 ・保育士の居住 ⇒ 令和6年4月 1日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	令和3年3月	4月					
卒業日	3月31日卒業						
勤務		採用	勤務			卒業後5年	勤務
補助対象期間	× 対象外		× 対象外	× 対象外	○ 補助対象期間(2年間)		× 対象外
賃貸借契約					契約締結	事業者契約	
居住					4月1日付転居	居住	

● 令和3年3月31日に養成校を卒業し、翌月1日から勤務は行っているが、賃貸契約・居住を令和6年4月1日にしているため、補助対象期間は2年間となります。(補助対象期間：令和6年4月1日～令和8年3月31日まで)

- 例4) ・保育士指定養成校卒業日 ⇒ 令和3年3月31日
 ・保育士の勤務 ⇒ 令和3年4月 1日
 ・事業者の宿舍の賃貸借契約 ⇒ 令和3年3月 1日
 ・保育士の居住 ⇒ 令和3年3月 1日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	令和3年3月	4月						
卒業日	3月31日卒業							
勤務		採用	勤務				卒業後5年	勤務
補助対象期間	× 対象外	○ 補助対象期間(5年間)					× 対象外	
賃貸借契約	契約締結	事業者契約						
居住	3月1日付転居	居住						

● 令和3年3月1日に賃貸借契約・居住をしているが、養成校卒業が令和3年3月31日であり、勤務が4月1日からのため、3月分の賃借料等は補助対象外となります。(補助対象期間: 令和3年4月1日～令和8年3月31日まで)

- 例5) ・保育士指定養成校卒業日 ⇒ 令和3年3月31日
 ・保育士の勤務 ⇒ 令和4年4月 1日
 ・事業者の宿舍の賃貸借契約 ⇒ 令和4年4月 1日
 ・保育士の居住 ⇒ 令和4年4月 1日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	令和3年3月	4月						
卒業日	3月31日卒業							
勤務			採用	勤務			卒業後5年	勤務
補助対象期間		× 対象外	○ 補助対象期間(4年間)				× 対象外	
賃貸借契約			契約締結	事業者契約				
居住			4月1日付転居	居住				

● 令和3年3月31日に養成校を卒業していますが、令和4年4月1日から勤務・賃貸借契約・居住を行っているため、補助対象期間は4年間となります。(補助対象期間: 令和4年4月1日～令和8年3月31日まで)

※ 卒業してから間が開いた場合の採用においても、補助対象期間は卒業した日の翌月から起算し60ヶ月までとする。

- 例6) ・保育士証登録年月日 ⇒ 令和3年4月 5日
 ・保育士としての勤務 ⇒ 令和3年5月 1日
 ・事業者の宿舍の賃貸借契約 ⇒ 令和3年5月 1日
 ・保育士の居住 ⇒ 令和3年5月 1日

	令和3年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	令和3年4月	令和3年5月						
登録日	4月5日登録							
勤務		採用	勤務				勤務	
補助対象期間	× 対象外	令和3年5月1日	○ 補助対象期間(5年間)				令和8年4月30日	× 対象外
賃貸借契約		契約締結	事業者契約					
居住		5月1日付転居	居住					

● 令和3年4月5日に保育士証に登録されたため、補助対象期間は令和3年5月1日から5年間となります。(補助対象期間: 令和3年5月1日～令和8年4月30日まで)

- 例7) ・保育士指定養成校卒業日 ⇒ 平成29年3月31日
 ・保育士の勤務 ⇒ 平成29年4月 1日
 ・事業者の宿舍の賃貸借契約 ⇒ 平成30年4月 1日
 ・保育士の居住 ⇒ 平成30年4月 1日

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
	平成29年3月	4月	※事業開始					
卒業日	3月31日卒業							
勤務		採用	勤務				卒業後5年	勤務
補助対象期間		× 事業開始前	○ 補助対象期間(4年間)					× 対象外
賃貸借契約			契約締結	事業者契約				
居住			4月1日付転居	居住				

- 平成29年3月卒の方は、平成30年度から事業が開始されたため、補助対象期間は最長で4年間(平成30年4月1日～令和4年3月31日)となります。ただし、令和2年度以降も補助を受ける場合は、平成31年度(令和元年度)に補助申請があることが条件となります。

Q7 交付申請について

補助金を受けようとする年度毎に交付申請が必要です。なお、補助対象期間中の継続入居につきましても、その年度毎に交付申請を行ってください。

※ 4月から補助開始希望の場合、交付申請の締切日については、原則6月末日までとします。

年度途中の採用等、6月以降の契約に係る交付申請につきましても補助開始希望日の1ヶ月後までの提出を原則としますが、やむを得ず締切日までに間に合わない場合は事前に御相談ください。

Q8 補助金の支払い方法はどのように行うのか

補助金の支払いは、年度末の実績報告に基づく精算払いとなります。交付額の確定後、速やかに請求書を提出してください。

Q9 保育士の入居日の確認方法は

保育士の入居日は住民票により確認します。

住民票の入居日より前の日付から申請があった場合、補助開始日は住民票の入居日から、住民票の入居日より後の日付から申請があった場合は、申請日を補助開始日とします。

Q10 保育士の入居日が、月の途中だった場合等の補助金はどうなるのか

補助対象経費について、居住した日数が1ヶ月に満たない場合は、当該月の日数で日割り計算します。日割り計算した額と実際に支払った額を比較して低い方の額を補助対象経費とします。

日割り計算が発生する場合は、支払った額の確認のため、該当月の家賃等の支払額がわかる領収書等の提出をお願いします。

なお、未入居の月は補助対象外となります。

Q11 常勤保育士の条件とは

本事業では、保育園等で常態的に1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者を指します。

Q12 常勤であれば、パートでも良いのか

常態的に1日6時間以上かつ月20日以上勤務であれば、雇用形態は問いません。

Q13 保育補助者・看護師・調理師・栄養士は対象となるか

対象となりません。

Q14 保育士資格試験による資格取得者を対象とすることはできるか

令和2年度の申請より、令和2年4月1日以降に保育士証に登録された方についても補助対象となりました。

例えば、子育て支援員として採用されていた方が保育士試験の合格により保育士資格を取得した場合は、保育士証に記載されている登録年月日の翌月以降かつ保育士として勤務した月以降から補助対象となります。

Q15 産休・育休・休職中の保育士は対象となるか

雇用及び事業者による賃借料等の負担が継続されている場合は、対象となります。

Q16 複数人で居住していた場合、補助はどのようになるのか

同居人が住宅手当をもらっている場合は補助の対象となりません（確認のため、補助対象期間中の同居人の給与明細等のコピーの提出をお願いします。）。

同居人の有無については法人にて確認し様式第5号に記載いただくこととなります。

後日補助対象外となる同居人がいることがわかった場合は、遡って補助を取り消す場合もありますので、御注意ください。

(例1) Aさん：補助対象条件に該当 Bさん：補助対象外

⇒ Aさんのみ補助対象となりますが、2人とも住居手当等を受けていないことが条件です。

(例2) Aさん：補助対象条件に該当 Bさん：補助対象条件に該当

⇒ 2人とも補助対象条件に該当する場合は、どちらか1人のみが補助対象となります。

※例1・例2ともに補助を受ける方が世帯主であることが条件

Q17 世帯主の確認方法は

住民票により確認します。

住民票取得時は世帯主名の表示が省略されないように取得してください。

Q18 提出書類にある住民票はコピーでよいのか。また、いつ時点の住民票が必要か

申請時は住民票の写しのコピーを、実績報告時は住民票の写しを提出してください。

また、提出書類にある住民票は、当該借り上げ宿舎に居住していることを証明する物です。そのため申請時には、補助開始日以降に発行されたもの、実績報告時は、事業が終了した日又は事業が中止した日の翌日以降に発行されたものが必要となります。

Q 1 9 保育士が当該宿舎から別の借り上げ宿舎へ転居した場合、新たな宿舎において補助対象となるのか

原則、対象になりません。ただし、転居の理由が災害等、本人の責に帰すべき事由以外の事由による場合は補助対象とします。

Q 2 0 保育士本人が、一部家賃を支払っている場合の補助対象金額はどうか

家賃の一部を保育士本人が負担している場合は、家賃から本人負担分を除いた金額が補助対象経費となります。

(例) 令和3年度新規申請者で、家賃：48,000円、本人負担：10,000円の場合

48,000円 - 10,000円 = 38,000 (補助対象経費)

補助準額(48,000円)と比較して少額となる補助対象経費(38,000円)が選定額となる。よって、補助金額は、38,000円 × 3/4 = 28,500円となる。

Q 2 1 実績報告時に提出する給与明細書について

給与明細については、保育士本人に住宅手当が支給されていないことの確認に使用します。

Q 2 2 補助対象の保育士が途中で退職又は宿舎を退去した場合はどうか

退職又は退去のいずれか早い日をもって補助は終了となることから、速やかに変更又は廃止の申請を行ってください。また、その場合、宿舎退去日の翌日以降の住民票の写しの提出が必要となります。

Q 2 3 宿舎ということであるが、1棟借り上げる必要があるのか

補助対象となるのは1戸単位となり、1棟を借り上げた場合でも、保育士が入居している戸数のみが対象となります。

Q 2 4 保育士の宿舎が市外にある場合、対象となるのか

対象となりません。

Q 2 5 実績報告時に提出する家賃の領収書等について

事業者が貸主に対して、家賃等を支払ったかどうかの確認を行うため、該当期間分のもの全てについて提出が必要です。

Q 2 6 事業者が宿舎借り上げ支援事業を実施するにあたり、事業者独自の規程を定めることは可能か

本補助金要綱に定める範囲であれば、事業者が独自に規程等を設定することができます。事業者の運営する保育園等の実情に合わせて規程等を設定し、事業を実施してください。

Q 2 7 補助対象期間の上限は

養成校を卒業した日又は保育士証に記載されている登録年月日の翌月 1 日から最大 6 0 ヶ月間補助することを想定しています。ただし、事業の継続については、あくまで毎年度の予算の議決を条件としています。

Q 2 8 交付申請はどのように行うのか

交付申請に必要な書類が揃ってから、保育施設等ごとに行うこととし、1 法人で複数の保育施設等を運営している場合においても、保育施設等ごとに申請が必要となります。

なお、当初申請後、申請内容に変更があった場合は変更申請を行ってください。また、補助対象保育士の人数に変更があった場合も、追加申請ではなく変更申請としてください。

Q 2 9 宿舍を貸すという現物給付になるが、本来は、本人が家賃を支出しなければならないところ、支出がないという点について、所得税の関係はどうなるのか。

保育士に対し宿舍を貸与する場合、事業者が保育士から 1 ヶ月当たり一定額の自己負担額（以下「賃借料相当額※ 1」という。）以上を受け取っていれば、保育士は貸与された宿舍を、給与とみなされ課税されません。

しかし、無償で貸与する場合は、この賃借料相当額が給与とみなされ、課税されます。事業者が保育士から賃借料相当額より低い自己負担額を受け取っている場合は、自己負担額と賃借料相当額の差額が給与として課税されます。ただし、保育士から受け取っている自己負担額が、賃借料相当額の 5 0 % 以上であれば、自己負担額と賃借料相当額の差額は給与として課税されません。

御不明点につきましては、税務署にお問い合わせください。

※ 1 賃借料相当額とは、次の（1）から（3）の合計額をいう。

- （1）（その年度の建物の固定資産税の課税標準額）× 0. 2 %
- （2）1 2 円 ×（その建物の総床面積（㎡））／ 3. 3 ㎡
- （3）（その年度の敷地の固定資産税の課税標準額）× 0. 2 2 %

上記取扱いについて、参考に下記の国税庁のホームページを確認してください。

『タックスアンサー No. 2597 使用人に社宅や寮などを貸したとき』

<https://www.nta.go.jp/taxanswer/gensen/2597.htm>

なお、不明な点は、事業者の税理士や税務署等に相談してください。

※ 2 固定資産評価額

- ・賃借料相当額を計算するためには、固定資産評価額が必要です。評価額は『固定資産評価・所有証明書』に記載されており、当該証明書は旭川市税務部税制課（各支所でも可）にて請求をすることができます。

なお、『固定資産評価・所有証明書』は土地と家屋の両方を請求していただくことになります。

< 必要書類 >

- ・賃貸借契約書原本（窓口でコピーをし原本はお返しします）

※ アパート等の所有者（貸主）の押印がある契約書であることが必要となります。

- ※ 原本の提出が困難な場合は、コピーしたものに『原本謄写』と付記の上、押印してください。
 - ・ 委任状（契約者以外の者が請求する場合）
 - ※ 法人名で契約をする場合は、法人代表者が契約者になりますので、従業員等が請求する際は必ず必要となります。
 - ・ 証明書請求書
 - ※ 請求の際は、地番及び家屋番号の記載が必要になります。
 - ・ 窓口に請求される方の身分証明書（運転免許証等）
- ※ 委任状及び証明書請求書については、旭川市税務部税制課HPよりダウンロードできます。